

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
(4) 担保による調整						
(略)						
④ 処分可能見込額	上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ、処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の 70% 建物 評価額の 70% (有価証券担保) 国債 評価額の 95% 政府保証債 評価額の 90% 上場株式 評価額の 70% その他の債券 評価額の 85% ロ、担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ、直近の不動産鑑定士による鑑定価格又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。	(注)「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。	上記③で算出した評価額（時価）を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ、処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の 70% 建物 評価額の 70% (有価証券担保) 国債 評価額の 95% 政府保証債 評価額の 90% 上場株式 評価額の 70% その他の債券 評価額の 85% ロ、担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ、直近の不動産鑑定士による <u>鑑定評価額</u> 又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額として精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、 <u>債権保全</u>	(注)「その他の債券」とは、地方債（公募債及び縁故債）、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。 <u>(注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。</u>

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		なお、不動産鑑定士による鑑定評価額及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。			<u>という性格を十分考慮する観点から、必要な場合には、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、所要の修正を行っているかを検証する。</u> なお、不動産鑑定士による鑑定評価額及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。	<u>(注)「鑑定評価額」</u> <u>とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)